

I 計画の策定にあたって

1 計画の背景

酒類は生活に豊かさと潤いを与え、酒類に関する伝統や文化として生活に深く浸透している一方、不適切な飲酒（生活習慣病のリスクを高める量の飲酒、未成年者や妊産婦の飲酒等）は、心身の健康障害の原因となります。

アルコール健康障害は本人の健康の問題のみならず、その家族への深刻な影響、飲酒運転や暴力、児童虐待、自殺等の多くの重大な社会問題を生じさせる危険性が高く、総合的かつ計画的に対策を推進していく必要があります。

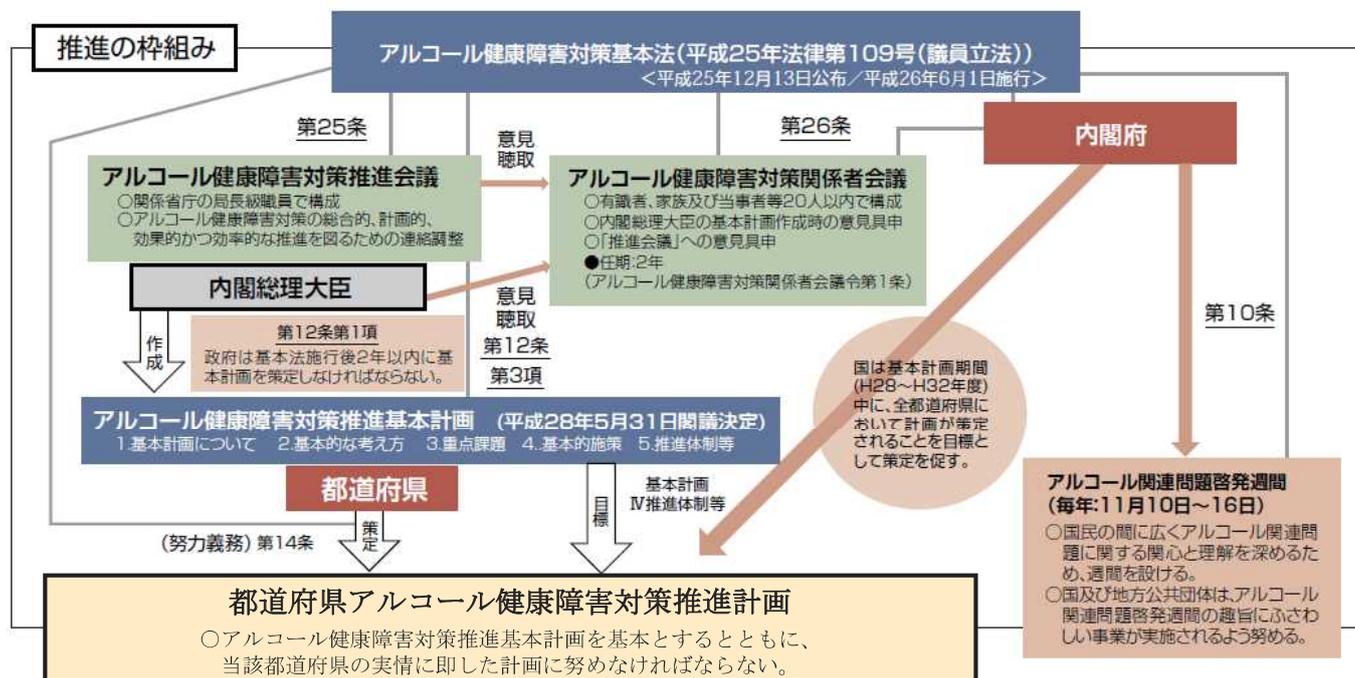
平成26年6月に施行された「アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）（以下、「基本法」という。）」においては、「アルコール健康障害対策推進基本計画（以下、「基本計画」という。）」を基本として、当該都道府県の実状に即した「アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、対策の推進に努めていくこととされています。

このような状況を踏まえ、沖縄県においてもアルコール健康障害対策の柱となる「沖縄県アルコール健康障害対策推進計画（以下、「推進計画」という。）」を策定し、対策を総合的に推進します。

○基本法におけるアルコール健康障害及び関連問題の定義

アルコール健康障害 （基本法第2条）	アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害
アルコール関連問題 （基本法第7条）	アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題

図1-1 アルコール健康障害対策推進の枠組み



出典：内閣府「アルコール健康障害対策推進ガイドブック」

2 推進計画の位置づけ

この計画は、基本法第14条第1項の規定に基づく、沖縄県が定めるアルコール健康障害対策推進計画として位置付けます。

3 推進計画の目的

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防するとともに、予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備することを重点課題として取り組みます。それにより、県民の健康を保持し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的とします。

4 推進計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

5 沖縄県の他の計画との関係

アルコール関連問題に関する、沖縄県の他の計画と連携して、推進計画の策定・推進に取り組みます。

図 1 - 2 国及び沖縄県計画の計画期間と関連する主要な計画

